平成２９年（フ）第４３号
埼玉県八潮市八潮４丁目23番地２　アーバンライフ204
債務者　武政　裕一
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
埼玉県草加市氷川町2149番地19　ライブコート草加501号
債務者　土橋亜紀子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
埼玉県草加市瀬崎３丁目46番６号　サンシティＢ―201号
債務者　半澤　謙治
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢2070番地１　メゾンドゥソレイユⅡ―201
債務者　田中　早織
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１０３号
千葉県市原市奉免219番地１　正美住宅１棟106号
債務者　實川　健二
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０号
千葉県浦安市富士見３丁目19番31―107号　コスモパレス富士見
債務者　野口　妙子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４２号
千葉県市川市南八幡１丁目５番３号　（ハイツニューサウス101）
債務者　塚本　博司
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１号
千葉県東金市北之幸谷920番地１　シティイースト105
債務者　小川　笑加（旧姓東岸）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１４号
千葉県大網白里市木崎１番地41
債務者　小泉　　裕
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５号
千葉県山武市本須賀4277番地１　カーサナメキＣ202号室
債務者　菊間　園実
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６８８号
川崎市幸区南加瀬５丁目12番10―102号　ルピナスＫ
債務者　渡邉　美里
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
川崎市麻生区千代ケ丘７丁目23番地４　ヒルズＤＥＮＢＥＲ　103
債務者　竹中愛里沙
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
川崎市中原区西加瀬15番９号　グラン・シーダー西加瀬　Ｄ103
債務者　池田　　寛
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
川崎市宮前区東有馬３丁目15番31号　いずみ荘２―Ｂ、前住所川崎市宮前区有馬３丁目25番15―204号　アクト鷺沼
債務者　中戸鎖義彦
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
川崎市宮前区菅生３丁目27番３号　コーポ幸103
債務者　鈴木智代子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
川崎市多摩区中野島５丁目８番25号　コーポ亜季Ａ　202、前住所川崎市多摩区布田34番５号　シャトー上布田　302
債務者　吉留　和憲
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
川崎市多摩区南生田２丁目15番40号　メゾンドエトワールＢ　201、前住所埼玉県富士見市ふじみ野東１丁目２番地４　エスプワールメゾンⅡ　806
債務者　設樂　友紀
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係